

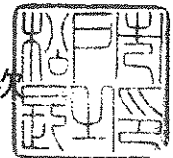
松戸市告示第25号

令和6年能登半島地震における市税に関する申告期限等の延長について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）第8条第1項の規定により、地方税法又は松戸市市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に居住し、又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月17日

松戸市長 本郷谷 健 次



指定地域
富山県、石川県